

**産業廃棄物処理処分施設搬入要領**

申請手続きの流れ	1
・新規手続きの流れ	1
・変更手続きの流れ（廃棄物の追加等）	2
・更新手続きの流れ	3
事業及び施設概要	4
・産業廃棄物処理処分事業	4
・産業廃棄物処理処分施設	4
1) 水島埋立処分場	4
2) 水島クリーンセンター	5
3) みずしま資源再生センター	5
受入できる産業廃棄物	6
受入時間及び休業日	6
相談窓口	6
処理処分料金	7
処理処分料金の減免制度	7
表－1 産業廃棄物の受入基準表	8～9
表－2 産業廃棄物に係る有害物質の判定基準表	10
表－3 成分検査項目表	11
表－4 産業廃棄物の現地審査料金表及び成分検査料金表	12
表－5 産業廃棄物の種類別処理処分単価表	13
排出事業者への注意事項	14～15
産業廃棄物処理処分に関する委託契約書見本	16～21
コード番号表について	22
産業廃棄物の搬入手順	23
1) JFEスチール(株)構内の産業廃棄物搬入ルート	23
2) 産業廃棄物の搬入ができる車両	24
3) 産業廃棄物の運搬・荷卸し補助ができる方	24
4) マニフェストについて	24～25
・マニフェスト記入例	26～28

## 電子マニフェストシステム利用要領

1	電子マニフェスト制度とは	1
2	電子マニフェスト利用申請手続き	1
1)	情報処理センターの電子マニフェスト加入	1
2)	事業団への電子マニフェスト利用申請手続き	1～2
3)	電子マニフェスト利用申請内容に変更がある場合	2
3	電子マニフェストを利用する場合の注意事項	2
1)	電子マニフェスト登録時	2
2)	産業廃棄物搬入時	2～3
図-1	電子マニフェストシステム 登録時注意点	4
図-2	電子マニフェストシステム 受渡確認票例	5

## 産業廃棄物搬入者通行要領

# 産業廃棄物処理処分施設 搬入要領

令和6年4月1日改定

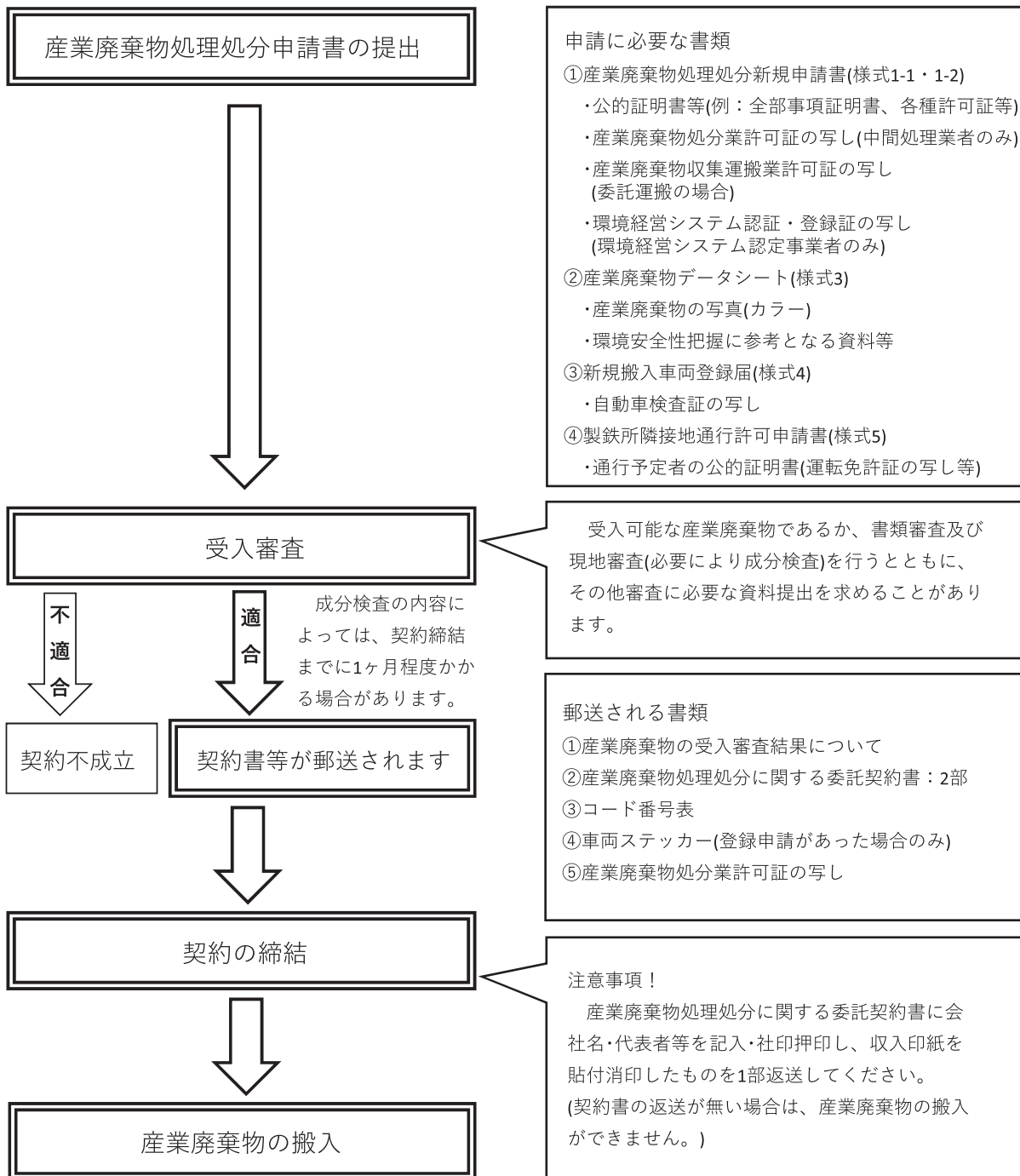


## 申請手続きの流れ

### ●新規手続きの流れ

産業廃棄物処理処分申請については（公財）岡山県環境保全事業団のホームページを参照してください。（URL：<https://www.kankyo.or.jp/wastetreatment/>）

以下の流れに沿って、産業廃棄物処理処分申請書等をご記入のうえ提出してください。

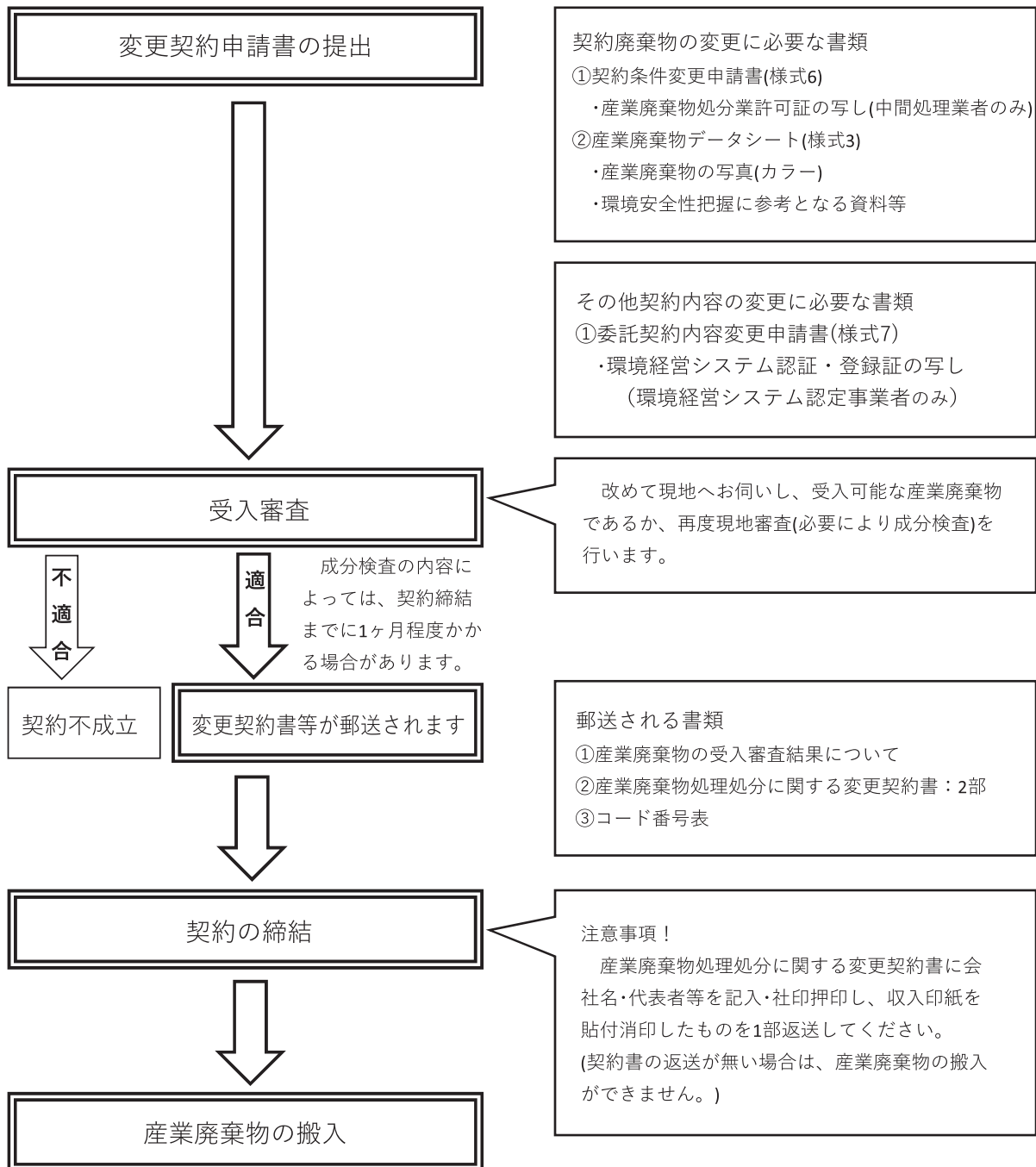


産業廃棄物の搬入に当たっては、表－1「産業廃棄物の受入基準表」に適合した状態で行ってください。

●変更手続きの流れ（廃棄物の追加等）

変更契約申請については（公財）岡山県環境保全事業団のホームページを参照してください。（URL：<https://www.kankyo.or.jp/wastetreatment/>）

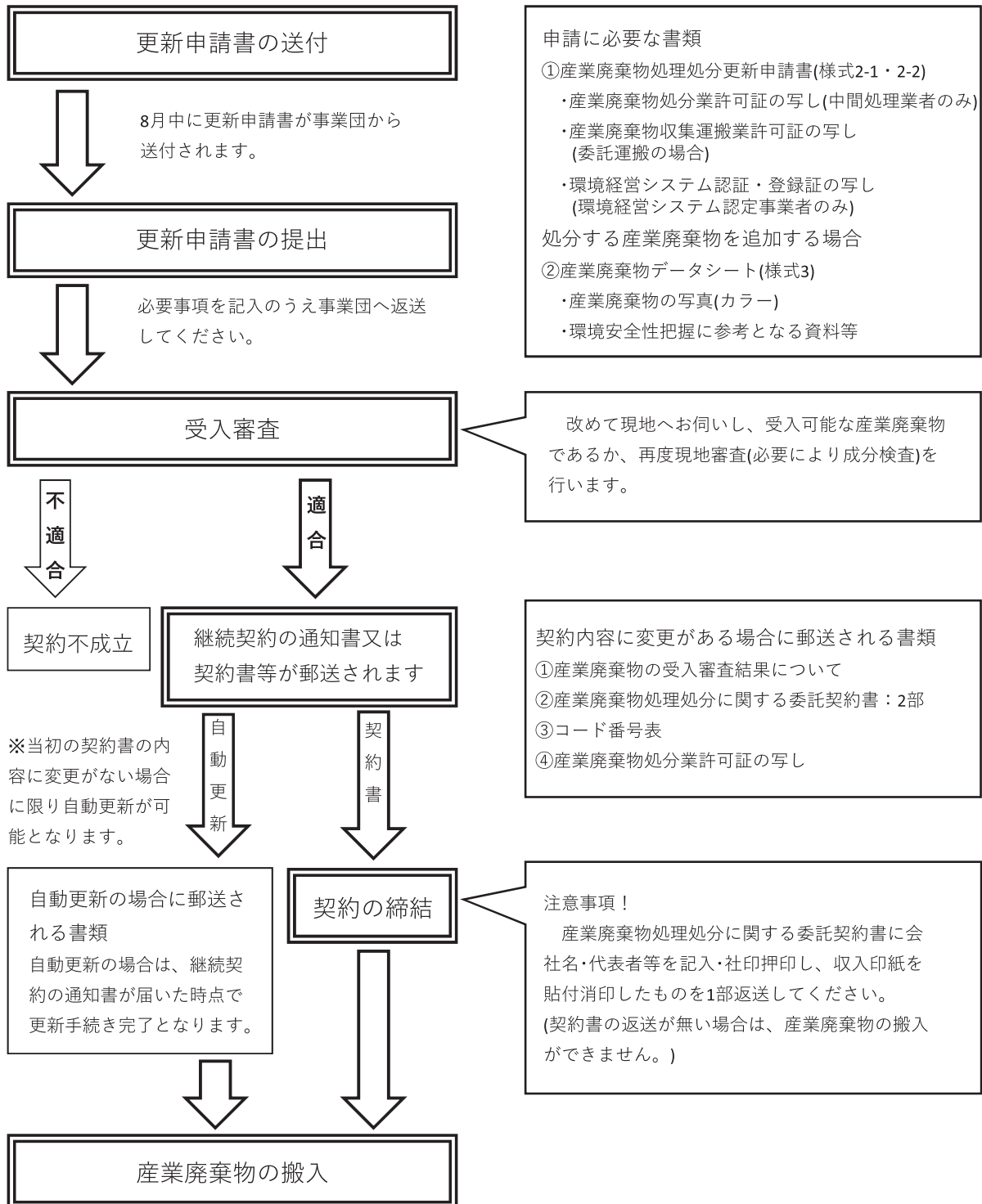
以下の流れに沿って、契約条件変更申請書（様式6）及び産業廃棄物データシート（様式3）又は委託契約内容変更申請書（様式7）をご記入のうえ提出してください。



産業廃棄物の搬入に当たっては、表－1「産業廃棄物の受入基準表」に適合した状態で行ってください。

## ●更新手続きの流れ

以下の流れに沿って、(公財)岡山県環境保全事業団から送付された、産業廃棄物処理処分更新申請書等をご記入のうえ提出してください。



## 事業及び施設概要

### ●産業廃棄物処理処分事業

公益財団法人岡山県環境保全事業団（以下「事業団」という。）は、産業活動の円滑な推進並びに県民の生活環境の保全及び福祉の増進に寄与することを目的として、昭和54年から管理型最終処分場の水島埋立処分場において埋立事業、平成11年から水島クリーンセンターにおいて下水汚泥と廃プラスチック類の焼却事業、令和5年からみずしま資源再生センターにおいて焼却灰の資源化事業を開始し、今日まで産業廃棄物等を適正かつ安全に処理処分しております。

### ●産業廃棄物処理処分施設

事業団の産業廃棄物処理処分施設の概要は、次のとおりです。

#### 1) 水島埋立処分場

##### 第2 処分場

- ・ 施設の種類 管理型最終処分場
- ・ 設置場所 岡山県倉敷市水島川崎通1丁目21番並びに14番1、17番及び21番の地先公有水面
- ・ 供用開始年月 平成21年4月
- ・ 処理能力 埋立面積 229,000㎡、埋立容量 4,600,000㎡
- ・ 許可品目

##### 【産業廃棄物】 14品目

燃え殻、汚泥（無機性汚泥に限る。）、廃油（タールピッチ類に限る。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）、陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。）、金属くず（自動車等破砕物を含む。）、鋳さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの

（これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

##### 【特別管理産業廃棄物】 1品目

廃石綿等



## 2) 水島クリーンセンター

- ・ 施設の種類 産業廃棄物の焼却施設
- ・ 設置場所 岡山県倉敷市水島川崎通1丁目18番
- ・ 供用開始年月 平成11年4月
- ・ 処理能力 汚泥：420m<sup>3</sup>/日、廃プラスチック類：78トン/日、紙くず：163トン/日  
木くず：194トン/日、繊維くず：101トン/日、ゴムくず：67トン/日
- ・ 許可品目

### 【産業廃棄物】 6品目

汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず

(これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)

## 3) みずしま資源再生センター

- ・ 施設の種類 産業廃棄物の焼却（再生）施設
- ・ 設置場所 倉敷市水島川崎通1丁目20番2
- ・ 供用開始年月 令和5年10月
- ・ 処理能力 燃え殻：144.0トン/日 ばいじん：164.6トン/日
- ・ 許可品目

### 【産業廃棄物】 2品目

燃え殻、ばいじん

(これらのうち石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除き、水銀含有ばいじん等（水銀の回収が必要なものを除く。）を含む。)

### 【特別管理産業廃棄物】 2品目

特定有害産業廃棄物

燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

ばいじん（水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物及び水銀の回収が必要なものを除く。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

●受入できる産業廃棄物

岡山県内の事業場から排出される産業廃棄物であり、表-1及び表-2に定める基準に適合するもの

●受入時間及び休業日

1) 受入時間 (計量所受付時間)

8:30~12:00及び13:00~16:30

ただし、JFEスチール(株)「西門」の入門時間は、8:00~16:00 (出門時間は17:00) です。

2) 休業日

- (1) 日曜日、国民の祝日 (振替休日を含む。)
- (2) 年末年始
- (3) その他、必要上やむを得ないとき。

受入時間又は休業日をやむを得ず変更する場合は連絡します。

●相談窓口

公益財団法人岡山県環境保全事業団 水島事業所 顧客業務課

〒712-8074 倉敷市水島川崎通1-18

TEL: 086-440-0666

FAX: 086-444-2933

E-mail:mizushima\_gyoumu@kankyo.or.jp

※ 書類を持参される場合は、あらかじめ来訪日時、来訪者の所属、氏名等を電話等でご連絡いただき、JFEスチール(株)の「北門」又は「南門」から入門してください。

## ●処理処分料金

処理処分料金は、処理処分単価に処理処分量（単位：トン（小数点以下第2位まで））を乗じた額となります。

### 1) 処理処分単価

産業廃棄物の処理処分単価は、表-5「産業廃棄物の種類別処理処分単価表」のとおりです。

### 2) 処理処分量

処理処分量は、事業団の計量所で、搬入時（入）と荷卸し終了後（出）にそれぞれ車両の総重量を計量し、その差とします。

処理処分量の集計は、表-5「産業廃棄物の種類別処理処分単価表」の産業廃棄物の種類ごとに1ヶ月単位で実施します。

### 3) 支払条件

毎月10日までに前月分の処理処分料金を請求しますので、当月末日までに事業団指定の金融機関へ振込手数料をご負担のうえ入金してください。

なお、請求書は事業団指定の様式とします。

## ●処理処分料金の減免制度

### 1) 小規模事業者に対する減免措置

小規模事業者（概ね常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下））で、事業団に処理処分を委託した産業廃棄物の数量が年間20トン以下のときは、処理処分費及び現地審査に係る費用を50%減免します。

ただし、減免条件に該当しなくなった場合は、減免措置を適用しない費用との差額分について、契約締結時（更新があったときは直近の更新時）に遡及して請求します。

### 2) 環境経営システム認定事業者に対する減免措置

環境経営システム（ISO14001、EA21）認定事業者は、申請があった翌月分から処理処分費を3%減免します。

表－1 産業廃棄物の受入基準表

区分	産業廃棄物の種類	受入基準
	共通受入基準	<p>①次に掲げるいずれかのものが付着、封入、塗布されているもの又は染みこんでいるものは受入できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毒物及び劇物取締法第2条に規定する毒物、劇物及び特定毒物</li> <li>・ 農薬取締法第2条の1に規定する農薬</li> <li>・ ポリ塩化ビフェニル（PCB）</li> </ul> <p>②環境保全、埋立作業及び焼却処理に支障をきたすおそれがある産業廃棄物は受入できません。</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排水処理又は排ガス処理に支障をきたすもの</li> <li>・ 発火物、引火物、爆発物及び発熱するもの</li> <li>・ 危険性のあるガスを発生するもの</li> <li>・ 他の廃棄物との混合、水との混合、大気との接触等により、上記3項目に該当するもの</li> <li>・ 搬入時の温度が40℃を超えているもの</li> <li>・ 著しく飛散性を有するもの（飛散防止の措置を講じてあるものは除く。）</li> <li>・ 腐敗性又は揮発性のあるもの</li> <li>・ 油膜発生のあるもの</li> <li>・ 受入時に水分が著しく分離しているもの</li> <li>・ その他施設の維持管理上支障をきたすおそれがあるもの</li> </ul> <p>③産業廃棄物の有害物質についての溶出試験結果が、表－2「産業廃棄物に係る有害物質の判定基準表」に掲げる受入基準に適合すること。</p>
	燃え殻	<p>①熱しゃく減量15%以下（活性炭等の熱分解残渣物を除く）</p> <p>②n-ヘキサン抽出物質5%以下</p> <p>③大気中に飛散しないよう加湿、袋詰め等必要な措置が講じてあること。</p>
	汚泥	<p>①無機性のもの</p> <p>②n-ヘキサン抽出物質5%以下</p> <p>③運搬中に著しく水と泥分が分離しないもの（目安：含水率85%以下）</p> <p>④大気中に飛散しないよう加湿、袋詰め等必要な措置が講じてあること。</p>
埋立	廃油 (タールピッチ類に限る。)	<p>①n-ヘキサン抽出物質5%以下</p> <p>②最大径概ね50cm以下</p>
	廃プラスチック類 ゴムくず	<p>①最大径概ね15cm以下</p> <p>②中空の状態でないこと。</p>
	ばいじん	<p>①n-ヘキサン抽出物質5%以下</p> <p>②大気中に飛散しないよう加湿、袋詰め等必要な措置が講じてあること。</p>
	自動車等破砕物	<p>①n-ヘキサン抽出物質5%以下</p> <p>②最大径概ね15cm以下</p>
	金属くず ガラスくず コンクリートくず 及び陶磁器くず	<p>①最大径概ね50cm以下</p> <p>②中空の状態でないこと</p>
	鉋さい がれき類 産業廃棄物を処分するために処理したもの (13号廃棄物)	<p>③大気中に飛散しないよう加湿、袋詰め等必要な措置が講じてあること。</p>

区分	産業廃棄物の種類	受入基準
埋立	特別管理産業廃棄物 (飛散性のある廃石綿等)	①荷卸し時に袋が破れないよう専用袋の上に厚手の透明袋で二重梱包し、袋詰めした状態で概ね50cm以下とすること。 ②袋に廃石綿等であること及び取り扱う際の注意事項が明記されていること。 ③固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置が講じられていること。 ④処分場での荷卸しは現場監視員の指示に従い、手作業により行うこと。
	汚泥	石綿含有産業廃棄物
	廃プラスチック類	
	ガラスくず コンクリートくず 及び陶磁器くず がれき類	石綿含有塗材等
焼却	汚泥	①特別管理産業廃棄物は除く。 ②石綿含有産業廃棄物は除く。 ③水銀含有ばいじん等は除く。 ④含水率(水分含有率)概ね85%以下 ⑤バラ積みとすること。
	紙くず(業種指定)	①最大径概ね80cm以下 ②金属片・石・がれき等の異物は除去されていること。 ③石綿含有産業廃棄物は除く。 ④破碎・焼却困難物を除く。 例) 破碎困難物: ロープ、フレコンバッグ、木の根など 焼却困難物: アルミ付着物、塩ビ類、CCA処理木材など ⑤木製パレット、木製足場板については最大長概ね1.3m以下
	繊維くず(業種指定)	
	ゴムくず	
	廃プラスチック類	
木くず(業種指定)		

(注1) 算定方法: n-ヘキサン抽出物質は乾物比とする。

(注2) 混合廃棄物は、含まれる廃棄物それぞれの受入基準を適用する。ただし、最大径はそれぞれの受入基準のうち、最も厳しいものを適用する。

(注3) 荷卸し時に飛散する可能性がある場合は、加湿、袋詰め等の措置をとること。

(注4) 袋詰めの場合は、袋詰めした廃棄物が確認できる状態(透明袋等)とし概ね50cm以下に梱包すること。

(注5) 土のう袋・フレコンバッグでの梱包は原則不可

(注6) 産業廃棄物(業種指定)については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条第4項及び「同法施行令」第2条参照。

(注7) 飛散防止等でトラック荷台を覆う場合は、網目4~10mm程度のネットを使用してください。やむを得ずシートを使用する場合はシート外し場で必ずシートを取り外してください。

また、ダンプシート自動開閉装置を操作する場合は所定の位置で停車して行ってください。

※みずしま資源再生センターの受入可否は個別判断となりますので別途ご相談ください。

表－２ 産業廃棄物に係る有害物質の判定基準表

項目	判定基準
カドミウム又はその化合物	検液 1 ℓ につき 0.09mg 以下
鉛又はその化合物	検液 1 ℓ につき 0.3mg 以下
六価クロム化合物	検液 1 ℓ につき 1.5mg 以下
砒素又はその化合物	検液 1 ℓ につき 0.3mg 以下
セレン又はその化合物	検液 1 ℓ につき 0.3mg 以下
水銀又はその化合物	検液 1 ℓ につき 0.005mg 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
シアン化合物	検液 1 ℓ につき 1 mg 以下
有機燐化合物	検液 1 ℓ につき 1 mg 以下
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検液 1 ℓ につき 0.003mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1 ℓ につき 0.1mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1 ℓ につき 0.1mg 以下
ジクロロメタン	検液 1 ℓ につき 0.2mg 以下
四塩化炭素	検液 1 ℓ につき 0.02mg 以下
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 ℓ につき 0.04mg 以下
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 ℓ につき 1 mg 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 ℓ につき 0.4mg 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 ℓ につき 3 mg 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 ℓ につき 0.06mg 以下
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 ℓ につき 0.02mg 以下
チウラム	検液 1 ℓ につき 0.06mg 以下
シマジン	検液 1 ℓ につき 0.03mg 以下
チオベンカルブ	検液 1 ℓ につき 0.2mg 以下
ベンゼン	検液 1 ℓ につき 0.1mg 以下
1, 4-ジオキサン	検液 1 ℓ につき 0.5mg 以下
ダイオキシン類	試料 1 g につき 3 ng-TEQ 以下
水銀又はその化合物 (含有量)	試料 1 kg につき 1,000mg 未満

表-3 成分検査項目表

項目	種類	燃え殻 (埋立)	汚泥 (埋立)	汚泥 (焼却)	廃油	鉱さい	ばいじん (埋立)	自動車等 破砕物	備考
一般	pH	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	1) 表中の記号の説明。 ▲ 抽出試験 ◆ 含有量試験 ● 溶出試験  〔※必須項目は黒塗 任意項目は白抜き〕
	熱しゃく減量	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	
	n-ヘキサン抽出物質	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	
	含水率 (水分含有率)	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	
	COD	●	●		●	●	●	●	
	窒素	●	●	◇	●	●	●	●	
	低位発熱量			◆					
有害項目	カドミウム又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	2) 産業廃棄物を処分するために 処理したもの(13号廃棄物)は、 処理以前の産業廃棄物の種類 における項目  3) 混合廃棄物については、含ま れる産業廃棄物の種類におけ るすべての項目  4) アルキル水銀については、水 銀又はその化合物が検出され たものに限る。
	鉛又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	六価クロム化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	砒素又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	セレン又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	水銀又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	アルキル水銀化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	シアン化合物		●	●	●			●	
	有機燐化合物		●	●	●			●	
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)		●	●	●			●	
	(有機溶剤系)								5) 任意項目の成分検査実施の有 無については、発生工程・使 用薬剤等を考慮し事業団が決 定する。  6) 汚泥(焼却)は、関係法令に より指定される施設から発生 する廃棄物である場合、有害 項目を除く。
	トリクロロエチレン		○	○	●			●	
	テトラクロロエチレン		○	○	●			●	
	ジクロロメタン		○	○	●			●	
	四塩化炭素		○	○	●			●	
	1, 2-ジクロロエタン		○	○	●			●	
	1, 1-ジクロロエチレン		○	○	●			●	
	シス-1, 2-ジクロロエチレン		○	○	●			●	
	1, 1, 1-トリクロロエタン		○	○	●			●	
	1, 1, 2-トリクロロエタン		○	○	●			●	
1, 3-ジクロロプロペン		○	○	●			●		
ベンゼン		○	○	●			●		
1, 4-ジオキサン	○	○	○	●		○	●		
(農薬系)									
チウラム		○	○						
シマジン		○	○						
チオベンカルブ		○	○						
ダイオキシン類	◇	◇	◇			◆			
水銀又はその化合物 (含有量)	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇		

注) 産業廃棄物の発生工程等により、上記表-3の対象となっていない成分検査項目を実施する場合があります。



表－４ 産業廃棄物の現地審査料金表及び成分検査料金表

		産業廃棄物の種類	料金（税抜価格）
現地審査		燃え殻・汚泥・廃油・鉍さい・ばいじん・産業廃棄物を処分するために処理したもの（13号廃棄物）・自動車等破砕物等の成分検査を要する廃棄物	5,000円
		上記以外の産業廃棄物	無料
成分検査 必須項目	区分	産業廃棄物の種類	料金（税抜価格）
	埋立	燃え殻	40,000円
		汚泥	80,000円
		廃油	147,000円
		鉍さい	40,000円
		ばいじん	170,000円
		産業廃棄物を処分するために処理したもの（13号廃棄物）	処理前の廃棄物に該当する成分検査料金
		自動車等破砕物	147,000円
焼却	汚泥	80,000円	
成分検査 任意項目	成分検査項目		料金（税抜価格）
	窒素		4,000円
	有機溶剤系		67,000円
	1,4-ジオキサン		15,000円
	農薬系		30,000円
	ダイオキシン類		130,000円
	水銀又はその化合物（含有量）		5,000円

（備考1）現地審査料金及び成分検査料金は、消費税を含んでおりません。別途必要です。

（備考2）現地審査料金については、新規契約・更新契約・変更契約に伴うすべての現地審査において、成分検査を要する廃棄物が含まれる場合、廃棄物の数に関係なく1回あたり5,000円とします。

（備考3）成分検査料金は、現地審査の結果から成分検査項目を追加した場合、増加いたします。

（備考4）成分検査が必要とされていない廃棄物についても、発生工程等により成分検査を実施する場合は、現地審査料金及び成分検査料金をいただきます。

※みずしま資源再生センターの受入可否に係る現地確認及び成分確認は行いますが、料金は不要です。



表－５ 産業廃棄物の種類別処理処分単価表

(単位：円／トン)

区分	産業廃棄物の種類	処理処分費(税抜価格)	
埋立	金属くず	9,500	
	鋳さい	9,500	
	産業廃棄物を処分するために処理したもの(13号廃棄物)	処理前の廃棄物に 該当する単価	
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	保温くず	20,000
		石膏ボード	21,000
		石綿含有産業廃棄物	23,500
		石綿含有仕上塗材等	76,500
	がれき類	保温くず	20,000
		石綿含有産業廃棄物	23,500
		石綿含有仕上塗材等	76,500
	燃え殻	11,500	
	ばいじん	13,500	
	汚泥	石綿含有仕上塗材等	76,500
		廃油(タールピッチ類)	20,000
	ゴムくず	20,000	
	廃プラスチック類	石綿含有産業廃棄物	23,500
		石綿含有仕上塗材等	76,500
		特別管理産業廃棄物(廃石綿等)	76,500
	自動車等破砕物	23,500	
	焼却	汚泥	18,000
		廃プラスチック類	22,000
紙くず		22,000	
木くず		22,000	
繊維くず		22,000	
ゴムくず		22,000	

(備考1) 別途、消費税及び埋立処分については産業廃棄物処理税(1,000円/トン)が必要です。

(備考2) 混合廃棄物の処理処分単価は、含まれる産業廃棄物の種類の中で最も高い金額とします。

(備考3) 廃棄物の性状等により特に必要と認められたときは、別途、所要額を加算します。

※みずしま資源再生センターの焼却(再生)処理処分費は廃棄物の性状等により異なるため別途ご相談ください。

## ●排出事業者への注意事項

### 1) 契約書の返送について

- ・事業団から送付される産業廃棄物処理処分に関する委託契約書に会社名・代表者等を記入・社印押印し、収入印紙を貼付消印したものを1部返送してください。  
返送がない場合は産業廃棄物を搬入することができません。

### 2) 追跡調査について

- ・産業廃棄物の最終処分状況の確認や写真撮影等を実施される場合は、あらかじめ事業団に連絡してください。

### 3) 受入基準違反が確認された場合

- ・産業廃棄物受入基準に適合しない状態で搬入された場合は、お持ち帰りいただく場合があるため、産業廃棄物の受入基準表をご確認のうえ搬入してください。

### 4) 抜取検査について

- ・搬入された産業廃棄物について、抜取検査による成分検査を実施する場合があります。成分検査の結果が判明するまでの間、事業団が指定する場所にて一時預りとさせていただきます。
- ・抜取検査による成分検査の結果、受入基準を超過した場合は排出事業者の費用負担によりお持ち帰りいただきます。

### 5) 展開検査について

- ・搬入された産業廃棄物について、展開検査を実施する場合があります。展開検査の結果、受入基準に違反した場合は排出事業者の費用負担によりお持ち帰りいただきます。

### 6) 産業廃棄物の放射線量測定について

- ・計量所で産業廃棄物の放射線量測定を行っています。産業廃棄物搬入の際に警報が鳴った場合は、受入できません。

### 7) 産業廃棄物の混載について

- ・原則として、産業廃棄物の混載はできません。廃棄物コード別に車両に積載し搬入してください。

8) 産業廃棄物の性状等に変更があった場合

- ・産業廃棄物の性状、発生工程、使用する薬品等に変更があった場合は、事業団に書面により届け出てください（様式－3）。契約の変更や現地での再審査などを協議させていただきます。

9) 水島処分場の利用に関する注意事項

- ・その他搬入に当たっての注意事項については、別冊「水島処分場の利用に関する注意事項」をご確認のうえ遵守してください。

見 本

産業廃棄物処理処分に関する

委 託 契 約 書



\_\_\_\_\_ (以下「甲」という。) と

\_\_\_\_\_ 公益財団法人 岡山県環境保全事業団 \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。) と

は、下記排出事業場に関する産業廃棄物処理処分についての委託契約を締結する。

1. 契約の有効期限は、 年 月 日～ 年 月 日までとする。  
この期間は、契約の条項に定める内容に変更がない場合、更新することができる。この場合、甲は書面による申し出を乙に行い、期間満了までに乙の受入審査に適合し、継続契約について乙の承諾を受けたときに限り、契約期間満了のときから1年間この契約と同一の条件をもって更新するものとし、以降同様とする。
2. 契約の内容は、「契約の条項」のとおりとする。
3. 排出事業場  
名称  
所在地

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙双方記名押印し、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲

乙 岡山市南区内尾665-1  
公益財団法人 岡山県環境保全事業団  
理事長 ●● ●●

## 契約の条項

### (業務の委託)

第1条 甲は、その事業活動に伴って発生する産業廃棄物の処理処分を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- 2 乙は、甲から受託した業務を他人に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

### (事業の範囲、施設の種類及び処理能力等)

第2条 乙の事業の範囲、施設の種類及び処理能力等は、次の表のとおりとする。なお、中間処理施設（第3-(3)-2号及び第(13の2)-K04号）での焼却処理を委託された産業廃棄物の焼却残渣は、原則として同表の中間処理施設（第(13の2)-K10号）で再生するが、当該施設の故障等やむを得ない事由があるときは、同表の最終処分場で埋立処分するものとする。また、中間処理施設（第(13の2)-K10号）での焼却（再生）処理を委託された産業廃棄物は、当該施設（第(13の2)-K10号）での中間処理をもって再生するものとする。

	事業の区分	中間処理（焼却）	中間処理（焼却）	最終処分（埋立）
事業の範囲	産業廃棄物の種類	許可証に記載のとおり	許可証に記載のとおり	許可証に記載のとおり
	特別管理産業廃棄物の種類	—	許可証に記載のとおり	許可証に記載のとおり
施設の種類及び処理能力		許可証に記載のとおり	許可証に記載のとおり	許可証に記載のとおり
施設の所在地		許可証に記載のとおり	許可証に記載のとおり	許可証に記載のとおり
処分の方法		焼却	焼却（再生）	埋立
施設の許可番号		第3-(3)-2号 第(13の2)-K04号	第(13の2)-K10号	第(14のハ)-K01号

上表において、「許可証」とは、乙が受けた「産業廃棄物処分業許可証」をいう。

- 2 乙は、前項の事業の範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出する。なお、許可事項に変更が生じたことにより第2条1項に変更が生じた場合は、変更後の許可証の写しを甲に提出する。

### (信義誠実の原則)

第3条 甲及び乙は、信義に従ってこの契約を履行するものとする。

- 2 甲及び乙は、処理業務の遂行に当たって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。
- 3 甲は、乙の定める産業廃棄物処理処分施設搬入要領（以下「搬入要領」という。）、電子マニフェストシステム利用要領及びJFEスチール株式会社西日本製鉄所（倉敷地区）の定める産業廃棄物搬入者通行要領（以下「通行要領」という。）を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第4条 甲及び乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(産業廃棄物の種類、処理処分量、処理処分単価及び処理処分の方法)

第5条 甲が処理処分を委託する産業廃棄物の種類、処理処分量、処理処分単価及び処理処分の方法（以下「処理区分」という。）は、別表のとおりとする。

(処理処分量の算定)

第6条 甲が乙の処理処分施設に搬入した産業廃棄物の処理処分量は、乙の計量所で搬入時（入）と荷卸し終了後（出）にそれぞれ総重量を計量し、その差により算定する。

2 処理処分料金算定の基礎となる処理処分量は、前項の産業廃棄物の種類毎の処理処分量を月毎に集計したものとす。

(処理処分料金の支払)

第7条 乙は、毎月10日までに前月分の処理処分料金を甲に請求し、甲は、当月末日までに乙の指定する方法により支払わなければならない。

(適正処分)

第8条 甲は、乙の処理処分施設に第5条の別表に記載された産業廃棄物以外のものを搬入してはならない。

2 甲は、乙が適正な処理処分を行うために実施する次に掲げる事項に協力しなければならない。

(1) 産業廃棄物の保管状況等の検査のための事務所等への立入検査

(2) 産業廃棄物の適正な処理処分のために必要な次に示す情報の提供

① 産業廃棄物の発生工程

② 形状、性状（成分、組成、臭気等）及び荷姿

③ 通常の保管状況下での腐敗や揮発等に伴って起こる性状変化の有無

④ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障の有無

⑤ 日本産業規格C 0950号に規定する含有マーク表示に関する事項

⑥ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨

⑦ その他取り扱う際に注意すべき事項

(3) 搬入された産業廃棄物の抜取検査、展開検査

(委託業務終了報告)

第9条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の処理処分が終了したときは、速やかに処理処分を終了した年月日及びその他の必要事項を記載した産業廃棄物管理票の写しを甲に送付するものとする。（電子マニフェストでは、処分終了報告でこれに代える。）

(運搬)

第10条 甲は、自ら運搬を行う場合、搬入要領及び通行要領に従わなければならない。また、運搬を運搬業者に委託するときは、甲の責任において厳正に監督し、この契約、搬入要領及び通行要領を遵守させなければならない。

(業務関連情報の報告義務)

第11条 甲及び乙は、産業廃棄物の処理処分及びこれに関連する業務について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、その内容を速やかに相手方に報告しなければならない。

- (1) 刑事事件に関して家宅捜索を受け、又はその代表者若しくは従業者が逮捕された場合
- (2) 行政庁から改善命令その他の不利益処分又は行政罰を受けた場合

(臨機の措置)

第12条 乙は、災害、設備の不具合及びその他の不可抗力の事由のため処理処分業務に支障が生じたときは臨機の措置をとらなければならない。この場合において、乙は、あらかじめ甲に通知するものとする。ただし、緊急その他のやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 この契約の履行につき、甲又は甲が運搬を委託した運搬業者が、乙又は第三者に与えた損害については、甲は、これを賠償しなければならない。

(受入拒否及び契約の解除)

第14条 乙は、災害若しくはその他の不可抗力の事由のため又は環境保全上やむを得ない事由のために、産業廃棄物処理処分事業の継続が不能となった場合においては、契約を解除することができる。この場合において、甲に生じた損害については、乙は、一切その責を負わない。

- 2 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、産業廃棄物の受け入れを拒否、又はこの契約を解除することができる。
  - (1) 第3条第1項又は第11条の規定に違反したとき。
  - (2) 第3条第2項若しくは第3項、第7条、第8条、第10条又は第15条の規定に違反したとき。
  - (3) 第8条第2項第1号の立入検査の結果又は同条同項第3号の抜取検査、展開検査の結果が、搬入要領に定めた受入できる産業廃棄物の受入基準に適合しなかったとき。
  - (4) 処理処分事業の適正、安全かつ円滑な運営に関し、著しく不誠実であるとき。
  - (5) その他、財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。



- 3 甲は、乙が前項第1号、第4号又は第5号に該当するときは、この契約を解除することができる。
- 4 乙は、甲が第2項第1号、第2号又は第3号に該当する事由があった場合、本契約以外の甲乙間の産業廃棄物処理処分に関する委託契約についても、産業廃棄物の受入を拒否し、又はその契約を解除することができる。
- 5 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は密接な関係がある場合には、この契約を解除することができる。
- 6 甲及び乙は、この契約が解除された場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理処分を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙協議し適正に処理処分しなければならない。

(条件変更)

第15条 甲は、契約した産業廃棄物の種類、処理処分量及び第8条第2項第2号の規定により乙に提供した情報を変更しようとするときは、その内容を書面により乙に通知し、乙の承認を得なければならない。

(機密保持)

第16条 甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を正当な理由なく第三者に洩らしてはならない。

(その他)

第17条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、甲乙協議の上決定するものとする。



産業廃棄物処理処分に関する委託契約書－別表  
 産業廃棄物の種類、処理処分量、処理処分料金及び処理処分の方法等（第5条関係）

	廃棄物 コード	大分類 小分類		処理処分量 (t)	処理処分料金 (円/t)	処理区分
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
特記事項欄	事業場コード (●●●●●)					

**【コード番号表について】**

委託契約書へ下表「コード番号表」を同封のうえ送付します。

事業場コード、搬入する産業廃棄物の廃棄物コード、運搬業者コードをマニフェストへ記載してください(車両コードについては車両ステッカーを参照してください)。

コード番号表

殿

令和 年 月 日

公益財団法人 岡山県環境保全事業団

先に契約を締結したものについて、下記の通りコード番号を設定いたしましたので、これにもとづいてマニフェストに記入し、搬入してください。

産業廃棄物排出事業場	事業場 コード

搬入産業廃棄物					
	大分類名称	小分類名称	具体的名称	廃棄物 コード	単価
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

	運搬業者名	運搬業者 コード
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

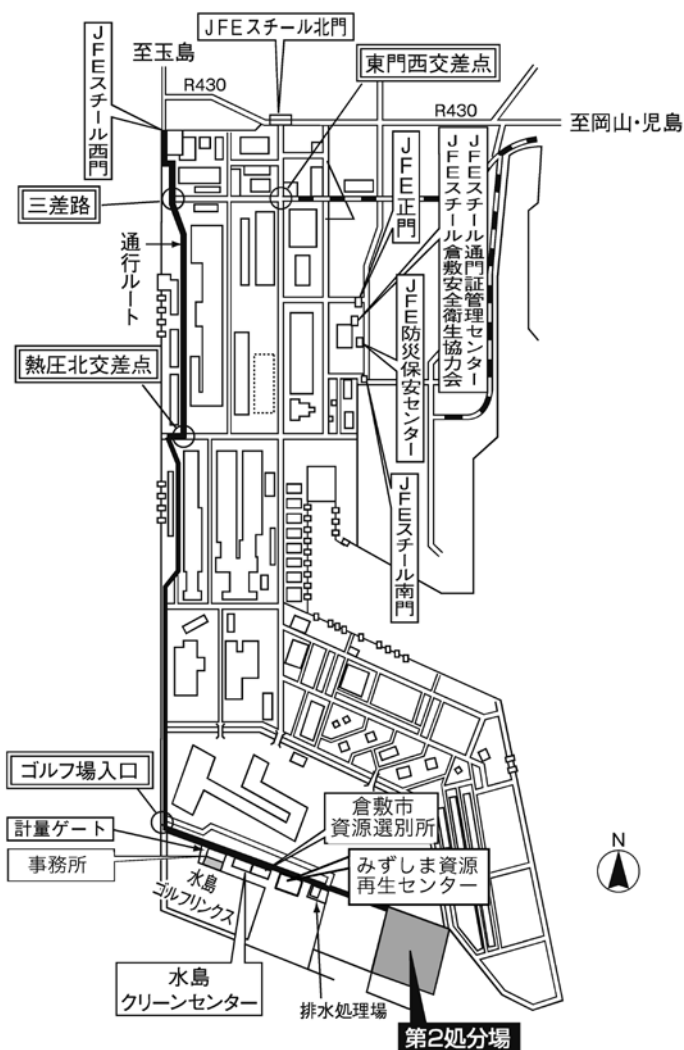
事業団電子マニフェスト	
加入者番号	
公開確認番号	

## ●産業廃棄物の搬入手順

### 1) JFEスチール(株)構内の産業廃棄物搬入ルート

産業廃棄物の搬入については、JFEスチール(株)西門から入場し、指定のルートを通行して水島処分場へお越してください。(産業廃棄物搬入ルート案内図参照)

#### 【産業廃棄物搬入ルート案内図】



注) 必ずJFEスチール(株)西門から入場してください。

南門、北門からは水島処分場へ入場することができません。

JFEスチール(株)構内では、産業廃棄物搬入者通行要領(令和6年4月1日改定)を遵守してください。

また、JFEスチール(株)構内には、ヘッドライトを点灯し入場してください。

なお、産業廃棄物搬入者通行要領は本誌末尾にあります。

## 2) 産業廃棄物の搬入ができる車両

水島処分場に産業廃棄物を運搬できる車両は、事業団に登録した車両に限ります。

登録車両には、事業団が登録したコード番号を記載したステッカーを発行します。

JFEスチール(株)西門を通行する前に、事業団が発行した車両ステッカー（下図参照）を見えやすい場所に掲示してください。

[車両ステッカー]



※車両ごとに発行することとなっています。

異なる車両のステッカーを携帯しても搬入できません。

## 3) 産業廃棄物の運搬・荷卸し補助ができる方

水島処分場へ産業廃棄物を運搬・荷卸し補助する方は、JFEスチール(株)が発行する通門証を事前に取得していただく必要があります。

取得した通門証は、JFEスチール(株)西門を通過する際、警備員に掲示してください。

注) JFEスチール(株)が発行する通門証を紛失した場合は、事業団まで連絡をお願いします。

紛失した場合は、排出事業者がJFEスチール(株)へ謝罪と再発防止対策を説明のうえ許可を受けなければ再発行することができません。

通門証の紛失がないよう自社及び収集運搬業者にご説明のうえ、厳重な管理を行ってください。

## 4) マニフェストについて

### ① 紙マニフェスト

産業廃棄物の処理処分に必要なマニフェストは、あらかじめ利用者にて購入してください。

注) マニフェストを携帯されていない場合は、産業廃棄物をお持ち帰りいただきます。

必ずマニフェストに必要事項を記載し携帯のうえ搬入してください。

※マニフェスト購入先：一般社団法人岡山県産業資源循環協会 岡山市北区津高628-6  
TEL：086-254-9383(代) FAX：086-254-8766

② 電子マニフェスト

電子マニフェストをご利用の場合は、電子マニフェスト利用要領（令和2年4月1日改定）を確認してください。

事業団では電子マニフェストのご利用を推奨しています。

【事業団発行manifesto記入例】

排出事業者印用

産業廃棄物管理票(マニフェスト)A票

交付年月日	〇〇年 〇月 〇日	交付番号	〇〇株式会社	氏名	〇〇株式会社	氏名	〇〇株式会社	整理番号	〇〇株式会社	氏名	〇〇株式会社	事業場コード	12345										
事業者(排出業者)の色	氏名又は名称	住所	〒710-0064 倉敷市X X 1-2-3	電話番号	086-X X X-△△△	所在地	〒714-0062 笠岡市〇 X 4-5-6	事業場	〇〇株式会社	電話番号	086-X X X-△△△	処分方法	①埋立処分 2.焼却										
産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	がれき類	ばいじん	13号廃棄物	廃プラスチック類	ゴムくず	金属くず	ガラス/コンクリート/陶磁器くず	紙くず	木くず	繊維くず	石屑/ホード	たたみ	石綿含有産業廃棄物	水銀含有物(じん等)	備考・通信欄	備考・通信欄					
中間処理産業廃棄物	<input checked="" type="checkbox"/> 燃え殻 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> がれき類 <input type="checkbox"/> ばいじん <input type="checkbox"/> 13号廃棄物 <input type="checkbox"/> 廃プラスチック類 <input type="checkbox"/> ゴムくず <input type="checkbox"/> 金属くず <input type="checkbox"/> ガラス/コンクリート/陶磁器くず <input type="checkbox"/> 紙くず <input type="checkbox"/> 木くず <input type="checkbox"/> 繊維くず <input type="checkbox"/> 石屑/ホード <input type="checkbox"/> たたみ <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有物(じん等) ※混合産業廃棄物は、該当する産業廃棄物の種類すべてにチェックしてください。																						
最終処分場所	委託契約書記載のとおり																						
運搬受託者	氏名又は名称	住所	〒710-0064 倉敷市X X 1-2-3	電話番号	086-△△△-X X X	名称	公益財団法人岡山県環境保全事業団 水島事業所	所在地	〒712-8074 倉敷市水島川崎通1-18	電話番号	086-440-0666	運搬業者コード	987	車両コード	6543	車両番号	岡山11	あ	1	2	3	4	
処分受託者	氏名又は名称	住所	〒701-0212 岡山市南区内尾665-1	電話番号	086-298-2123	名称	公益財団法人岡山県環境保全事業団	所在地	〒701-0212 岡山市南区内尾665-1	電話番号	086-298-2123	樹又は貯保え	電話番号										

排出事業者が記入

※事業者コード、産業廃棄物コード、運搬業者コード(コード番号表の数字)を必ず記載してください。

※車両コードは車両によって異なりますので、運搬業者に確認ください。

※石綿含有廃棄物・水銀含有ばいじん等である場合は品目にも√を入れてください。

収集運搬事業者、及び処分業者が記入

B2票	年	月	日
D票	年	月	日
E票	年	月	日









# 電子マニフェストシステム 利 用 要 領

令和6年4月1日改定

## 事業団での電子マニフェスト運用開始までの流れ

電子マニフェストシステムを利用される事業者のみ、以下のとおりの手続きを行ってください。

なお、紙マニフェストによる廃棄物の搬入につきましても、引き続き運用いたします。

各事業者で公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの電子マニフェストシステムへ加入してください。



当事業団が定める「電子マニフェストを利用する場合の注意事項」に同意のうえ、様式1-1又は様式7に電子マニフェスト利用の旨をご記入いただき、事業団に送付してください。



当事業団の電子マニフェストシステム加入者番号と公開確認番号をコード番号表にてお知らせいたします。



当事業団と申請者間で電子マニフェストの運用開始となります。

## 1 電子マニフェスト制度とは

産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）に代えて、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「情報処理センター」という。）と排出事業者、収集運搬業者、処分業者が通信ネットワークを使用して、排出事業者が委託した産業廃棄物の流れを管理する仕組みです。

（廃棄物処理法第12条の5に規定する制度）電子マニフェストはIT化のメリットである「情報の共有」と「情報伝達の効率化」を活用して、排出事業者、処理業者における情報管理の合理化を推進します。電子マニフェストシステムで運用するには排出事業者と委託先の収集運搬業者、処分業者の3者が加入していなければ運用できません。利用できる端末・利用料金等については、情報処理センターのホームページを御覧ください。

## 2 電子マニフェスト利用申請手続き

### 1) 情報処理センターの電子マニフェスト加入

まず、情報処理センターが運営する電子マニフェストシステムに加入してください。委託運搬の場合は、運搬業者も加入するよう依頼してください。申込方法は情報処理センターのホームページから加入手続きを行うか、サポートセンターに電話して手続きを行ってください。ホームページでの加入申込から利用開始までは通常2営業日程度です。

#### 問い合わせ先

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター サポートセンター  
TEL 0800-800-9023 FAX 03-5275-7112

※IP電話、一部の携帯電話・PHS等、フリーアクセスがご利用できない場合は、03-5275-7023までおかけください。

対応時間 月曜日～金曜日の午前9時～午後5時

祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。

ホームページ (<https://www.jwnet.or.jp>)

### 2) 事業団への電子マニフェスト利用申請手続き

当事業団が定める「電子マニフェストを利用する場合の注意事項」に同意のうえ、申請書様式1-1、または様式7に電子マニフェスト利用の旨をご記入いただき、事業団へ送付してください。申請がない場合は、電子マニフェストでの廃棄物の受入ができません。

また、電子マニフェストシステムのEDI版（e-reverse.com等）を使用する事業者の方は、受渡確認票の様式の写しを事業団へ提出してください。新たにEDI版に変更する場合も同様です。

申請をいただき次第、当事業団の電子マニフェストシステム加入者番号と公開確認番号をコード番号表にてお知らせします。ご確認いただきましたら、当事業団と申請者間で電子マニフェストの運用開始となります。

### 3) 電子マニフェスト利用申請内容に変更がある場合

当事業団に申請いただいた電子マニフェスト利用申請内容（担当者、アクセス方法、電子マニフェスト加入者番号等）に変更がある場合は、申請書様式7により変更の申請を行ってください。

申請・問い合わせ先 公益財団法人岡山県環境保全事業団 水島事業所 顧客業務課 〒712-8074 倉敷市水島川崎通1-18 TEL 086-440-0666 FAX 086-444-2933 E-mail mizushima_gyoumu@kankyo.or.jp
--

## 3 電子マニフェストを利用する場合の注意事項

以下の事項を遵守しない場合、又は、虚偽の記載があった場合は受入ができません。
--

### 1) 電子マニフェスト登録時 (p.4 図-1を参照)

- ・ 必ず登録をしてください。※1
- ・ 産業廃棄物に係る情報のうち「廃棄物の名称」に、委託契約書に記載されている「廃棄物の大分類と小分類」を入力してください。
- ・ 「数量の確定者」は「処分業者」を選択していただくと、事業団の計量器で計量した数値が行政報告されます。なお、事業団が情報処理センターに処分報告する数量は、事業団の計量器で計量した数値です。
- ・ スマートフォン・タブレット版はご利用いただけません。

### 2) 産業廃棄物搬入時

電子マニフェストを本登録した後、受渡確認票※1を印刷し、別紙記入例 (p.5 図-2を参照) に示す位置に下記の必要事項を**赤字**で記入し、必ず携帯して搬入してください。

- ・ 事業場コード※2
- ・ 廃棄物コード※2
- ・ 運搬業者コード※2
- ・ 車両コード※2

- ※1 EDI版の場合でも、当団への搬入時にはJWNETへマニフェスト情報が登録されている必要があります。また、EDI版の受渡確認票であっても11桁のマニフェスト番号の記載は必須となりますので注意してください。
- ※2 各コードは産業廃棄物の処理処分に関する委託契約締結時にお知らせするコード番号です。



図-2 電子マニフェストシステム 受渡確認票例

※契約時にお知らせした各コード番号を、例のとおり赤字で記入して廃棄物搬入時に提出してください。

電子マニフェストシステム(JWNET) 受渡確認票	
マニフェスト番号 71000543134	登録 2009/01/09 17:17:33
登録番号 a71000543134a	登録日 2009/01/09
登録者 環境太郎	引渡し担当者 環境太郎
排出事業者 財団法人岡山県環境保全事業団	運送番号2 2009/01/09 17:17:33
所在地 〒712-8074 岡山県倉敷市水島川崎通1-18	運送番号3 2009/01/09 17:17:33
電話番号 086-440-0666	事業場コード 000000
加入者番号 8123727	事業場コード 000000
廃棄物コード 0000	事業場コード 000000
産廃品名 廃プラスチック類	数量 10,000 t
荷役 荷役 684	電話番号 086-440-0666
EDI版の受渡確認票でも記載が必須となります。	
最終処分場所(予定)	所在地(名称 [電話番号])
委託契約書記載の通り	
収集運搬業者(区分)	氏名又は名称 財団法人岡山県環境保全事業団 【収運用】
	運搬先事業者 運搬先事業者 岡山県環境保全事業団 【収運用(報告)】
	所在地 〒712-8074 岡山県倉敷市水島川崎通1-18
	電話番号 086-440-0666
	加入者番号 8223728 許可番号
	車種 車両番号 岡山123456
	通搬量 有価物重量
	通搬担当者 通搬終了日
処分業者	氏名又は名称 財団法人岡山県環境保全事業団 【処分用(報告)】
	処分事業者 岡山県環境保全事業団 【処分用(報告)】
	所在地 〒712-8074 岡山県倉敷市水島川崎通1-18
	電話番号 086-440-0666
	加入者番号 8423730 許可番号
	報告区分 処分方法
	処分終了日 廃棄物受領日
	処分担当者 処分受入量
	最終処分終了日
最終処分場所(実績)	所在地(名称 [電話番号])
備考1	
備考2	
備考3	
備考4	
備考5	
他0件	

印刷日時 2019/01/09 17:17:51





# 産業廃棄物搬入者通行要領

昭和54年	2月1日制定
平成11年	7月1日改定
平成12年	7月1日改定
平成14年	10月1日改定
平成15年	4月1日改定
平成16年	4月1日改定
平成17年	6月1日改定
平成24年	7月1日改訂
令和6年	4月1日改定

JFEスチール株式会社西日本製鉄所(倉敷地区)



(公財)岡山県環境保全事業団(以下「事業団」という)へ産業廃棄物を搬入するため、JFEスチール(株)西日本製鉄所(倉敷地区)(以下「当地区」という)内を通行する際は、下記要領を遵守してください。

なお、別に当地区 環境・防災部・総務室の指示がある場合は、その指示に従ってください。

## 記

### 1. 入出門場所

当地区西門(別添案内 図-1を参照ください)

### 2. 入出門停止日

日曜日・祝祭日・年末年始・その他事業団休業日

### 3. 開門時間

8:00~17:00(ただし、入門は16:00まで)

### 4. 当地内通行ルート

別添案内図に示す通行ルート

### 5. 通行のための手続

#### (1) 通行許可申請手続(新規)

- ① 産業廃棄物排出事業者は、「製鉄所隣接地通行許可申請書」に必要事項を記入のうえ、通行予定者の公的証明書(運転免許証・パスポートに限定)の写を添付し、事業団を経由して当地区に提出してください。

なお、受付窓口は、JFEスチール通門証管理センター(以下「通門証管理センター」という)です。

- ② 環境・防災部は申請内容を審査し、通行を許可する場合は事業団を経由して「仮通門有効期限印の押印された申請書のコピー」(図-2に示す)を発行します。
- ③ 「仮通門有効期限印の押印された申請書のコピー」を受取られた方は、これを提示して当地区南門から入場し、通門証管理センターにて写真撮影を行い、「製鉄所隣接地通門証」(以下「通門証」という)の発行を受けてください。
- ④ 新規に発行する通門証の有効期限は、1年以内の必要期間とします。

(2) 通門許可申請手続（更新）

- ① 現通門証の有効期間を越えて通行する必要がある場合は、現通門証の有効期間内に「製鉄所隣接地通行許可申請書」を起票し、事業団を経由して通門証管理センターへ提示してください。（公的証明書の添付は不要です）
- ② 環境・防災部は申請内容を審査し、更新を認める場合は事業団を経由して許可の通知をします。
- ③ 更新を許可された方は、通門証管理センターに現通門証を提出して写真撮影のうえ、通門証の更新発行を受けてください。
- ④ 更新する通門証の有効期間は、5年以内の必要期間とします。

(3) 通門証の再発行申請手続

- ① 通門証が、紛失または汚損・毀損等により使用不能となり、再発行を受けようとする場合通行許可申請者（産業廃棄物排出事業者）は、「通門証紛失・期限切れ対策書兼再発行申請書」を起票し、事業団を経由して環境・防災部へ提出し、その承認を受けてください。
- ② 再発行の承認を受けた方は、承認印押印済の「通門証紛失・期限切れ対策書兼再発行申請書」を通門証管理センターに提出し、再発行を受けてください。

(4) 通門証の作成費用

通門証の作成に要する費用は、申請者の負担とします。

(5) 通門証の管理

- ① 通門証を他人に貸与し、または他人のものを使用しないでください。
- ② 通門証を紛失したり盗難に逢うことのないよう厳重に保管してください。万一紛失した場合は、直ちに事業団経由で環境・防災部に届け出てください。
- ③ 通行の必要がなくなった通門証は、有効期限が切れる前に直ちに事業団経由で環境・防災部へ返納してください。

## 6. 入出門要領

西門においては、次の要領で入出門してください。

- ① 事業団発行の「車両標示ステッカー」を、指定された場所に、当地区の委託する警備員（以下「警備員」という）が識別し易い状態に取り付けてください。
- ② 西門ゲート前においては、積載物の有無または積載物の外観点検ができるよう、シート等を取り外してください。
- ③ 西門ゲート前の路面に標示してある停止線で必ず停止し、通門証を提示して警備員の指示に従ってください。

## 7. 遵守事項

### (1) 産業廃棄物運搬について

- ① 産業廃棄物の運搬車両は指定された日時に、当地区指定の門、通行ルートを運行してください。
- ② 当地区内を通行する際は、通門証（場合により「仮通門有効期限印の押印された申請書のコピー」（図-2に示す））を常に携帯してください。
- ③ 積載物の飛散・落下・流出防止等の措置を講じてください。
- ④ 事業団が許可した産業廃棄物以外は持ち込まないでください。

### (2) 交通安全について

- ① 敷地内道路（通行ルート）の最高速度は50km/h、ヘッドライトの点灯、運転中の「喫煙・飲食」禁止です。厳守してください。
  - ② 交通整理等のため、環境・防災部員または警備員の手信号等が、信号機の標示する信号と異なる場合は、環境・防災部員または警備員の手信号等に従ってください。
  - ③ 当地区の行う道路規制および通行規制等に従ってください。
  - ④ 運転者は積載物の落下、その他交通の障害となる物件を直ちに撤去できない場合は、速やかにJFE防災保安センター（TEL. 086-447-2337）に通報するとともに、当該物件に係る事故防止の為、有効な措置を講じてください。
  - ⑤ 交通事故（自損事故を含む）の発生した時は、運転者等は直ちに運転を停止して負傷者を救護し、通路における危険を防止する等必要な措置を講じるとともに、速やかにJFE防災保安センターに報告して、許可のあるまで事故現場を離れないでください。
  - ⑥ 通行ルートは「水島ゴルフリンクス」等へのアクセス道路と併用のため、当地区の交通事情をほとんど知らない一般者も通行しますのでご注意ください。
  - ⑦ 以上の他、道路交通法、その他交通安全に関する関係法令に従ってください。
- ### (3) 一般的遵守事項について
- ① 作業終了後は、速やかに敷地内から退場してください。
  - ② 搬入事務に関係ない場所に立ち入らないでください。また他人の業務妨害となる行為をしないでください。
  - ③ 当地区内または第三者の機械・機具・設備・資材などに触れ、または使用しないでください。
  - ④ 喫煙は許可された場所以外で行わないでください。また歩行中は喫煙しないでください。
  - ⑤ 酒気帯び、または酒類を携帯して入出門しないでください。
  - ⑥ 伝染の恐れがある病気にかかっている方は、入門しないでください。

- ⑦ 当地区総務室の許可なく撮影・模写または掲示・貼紙・図書印刷物の配布、集会、放送、演説などをしないでください。
  - ⑧ 風紀・秩序を乱す恐れのある行為をしないでください。
  - ⑨ その他、当地区内の規律を乱し、または当地区もしくは第三者に不利益を与えるような行為をしないでください。
- (4) その他

環境・防災部員または警備員において、業務執行上必要があるときは、所持品および車両内の検査を行い、またはJFE防災保安センターに出頭を求めて、事情聴取を行うことがあります。この場合は、正当な理由なく検査または事情聴取を拒まないでください。

## 8. 緊急時連絡

当地区内において異常を発見し、または事故が発生した時は、直ちにJFE防災保安センター（TEL. 086-447-2337）に通報してください。

## 9. 違反行為の措置

法令、諸規則または当地区の指示に違反した場合は、入門の禁止・停止・敷地内からの退去、その他の措置をとることがあります。

## 10. 損害賠償

当敷地内において、当地区または第三者に損害を与えた時は、その措置を賠償していただきます。

以上

図-1 JFEスチール(株)西日本製鉄所（倉敷地区）内図及び産廃搬入ルート

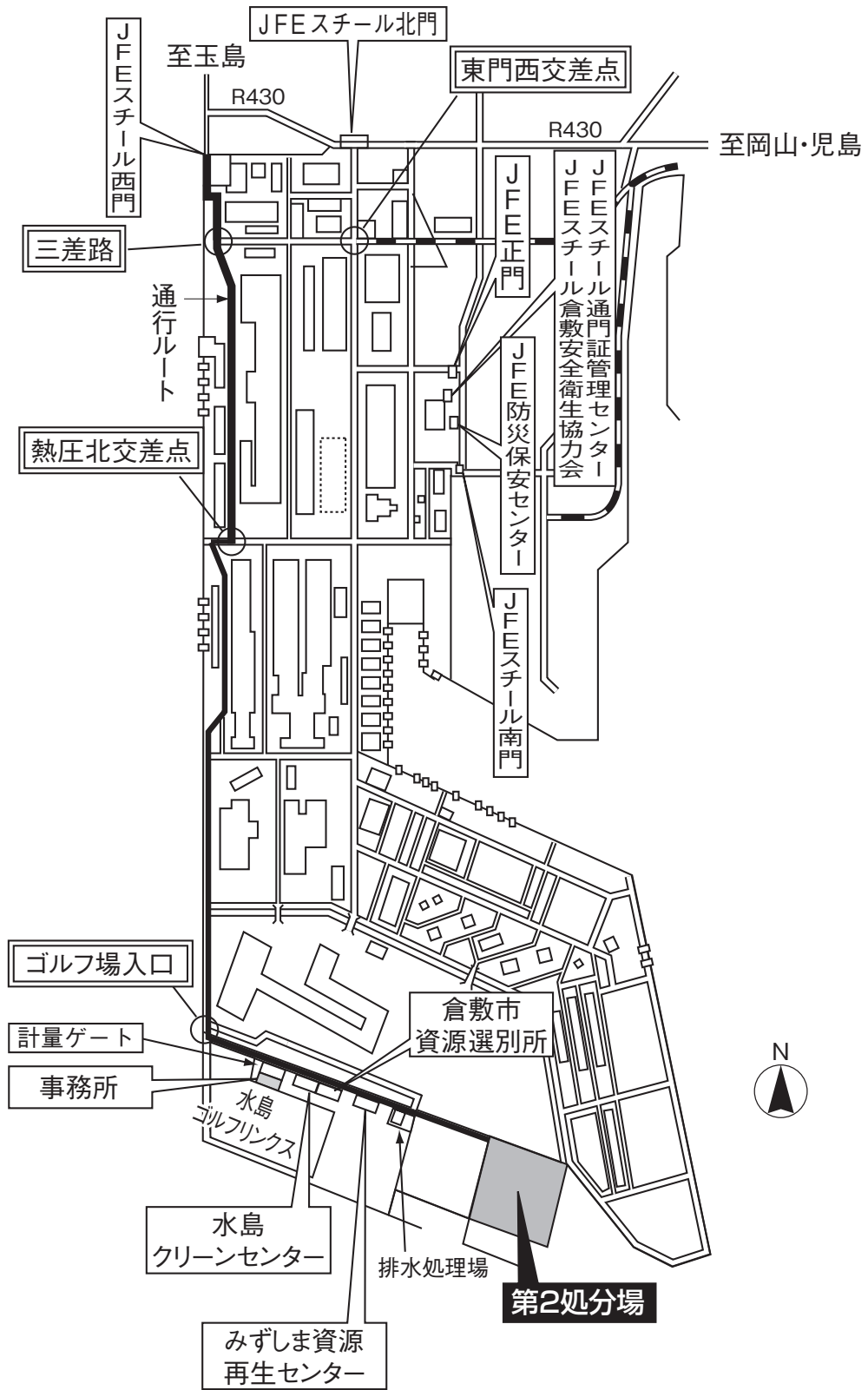




図-2  
〔様式通-3〕

# 製鉄所隣接地 通行許可

当印鑑が押印された申請書を  
仮通門証の代わりに運用する。

(受講日) 年 月 日

JFEスチール(株)西日本製鉄所

令和 年 月 日

環境・防災部長 殿

仮通門有効期限  
'12.07.07 まで  
環境・防災部

申請者(元請会社・事業所代表者)

環境・防災部

JFE  
西日本ジーエス

監督部課

入場許可印

受付

課長



所在地 :

会社名 :

役職

氏名

印

(TEL

)

( 新規 ・ 更新 )

入場者所属 : 二 次 下 請	入場者所属 : 三 次 下 請
(所在地)	(所在地)
(会社名)	(会社名)
(代表者)	(代表者)
(TEL)	(TEL)
入場期限	契約区分 外注・資材・JFEスチール以外
(和暦) 年 月 ~ 年 月	教育区分 交通教育
	本人確認
	自動車運転免許証
	パスポート
	その他
入場者氏名 (カナ)	生 年 月 日
	(西暦) 年 月 日

申請時、この枠に公的証明書(コピー)を貼付してください。

## 1. 申請時

- ① 公的証明書は、顔写真・氏名・生年月日・住所が記載されたもので、運転免許証・パスポートに限定する。
- ② 公的証明書不所持者は、前記の条件を満たした資格証(顔写真付き)により許可する場合があります。

## 2. 更新時【下記項目は必ず記載ください。】

- ① 更新は発行地区とし、公的証明書は不要です。現行の通門証番号を、下記へ記入してください。

〔通門証番号〕

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ 通門証のコピーを添付して下さい。

### 【個人情報の利用目的】

1. ご記入いただいた個人情報、及び提出いただいた公的証明書記載事項に付きましては、入出場者の本人確認を目的とした利用に限定すると共に、個人情報の厳格な管理を行います。
2. 個人情報の保存期間は有効期限後1年間とし、その後は速やかに廃棄し個人情報の流出防止を行います。

### 誓 約

貴西日本製鉄所への入場に際し下記条項を誓約いたします。

記

1. 当社従業員、及び下請関係従業員に貴地区の諸規則(社外者入出場管理要領等)を遵守させます。
2. 当社従業員、及び下請関係従業員の身許は当社で引き受け、万一不都合のあった場合は一切の責任を負います。
3. 当社従業員、及び下請関係従業員の故意又は過失により、貴地区に損害をかけた場合は当社が全てを弁償し、一切の責任を負います。
4. 又、既に他の会社から申請して入場が許可されている者を、当社が一時的に使用する場合も同様の責任を負います。
5. 私は、現在又は将来にわたって、暴力団等反社会的勢力のいづれにも該当しないことを表明、確約いたします。

署名; \_\_\_\_\_

以上

申請者 → 監督部課 → JFE通門証管理センター(⇒ 環境・防災部)